

教育力向上福岡県民会議設置要綱

(設置)

第1条 心豊かで、学習活動や芸術・文化・スポーツ等の体験活動に取り組む意欲と創造性にあふれた子どもを育てる「福岡の教育ビジョン」を策定し、広く県民運動として実施するため、教育力向上福岡県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 県民会議は委員20人以内をもって組織する。
2 委員は、県内外の学識経験者及び各界各層代表者から、知事が委嘱する。
3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は再任されることができる。

(専門委員)

第3条 特に専門的な事項について調査審議する必要があるときは、県民会議に専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、当該事項に関し専門的識見を有する者のうちから、知事が任命又は委嘱する。
3 専門委員は、当該事項についての調査審議が終わったときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 県民会議に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとし、任期は1年とする。ただし、再選することができる。
3 会長は県民会議の会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 県民会議は、必要のつど、会長が招集する。
2 知事は、必要と認めるときは、会長に県民会議の招集を求めることができる。
3 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
4 県民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
5 県民会議は、必要に応じて、委員及び専門委員以外の学識経験者、教育関係者及び関係行政機関職員等の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 県民会議は、特に専門的な事項について調査審議する必要があるときは、その議決により、専門部会を置くことができる。
2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3 各専門部会に属する委員及び専門委員により、専門部会長として互選された者は、各専門部会の会務を総理する。
4 専門部会長が欠けたとき又は専門部会長に事故があるときは、その専門部会に属する委員又は専門委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(教育力向上福岡県民会議プロジェクトチーム)

第7条 県民会議の審議を支援するとともに、具体的な施策策定の方向性を決定するため、県庁内に教育力向上福岡県民会議プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。
2 プロジェクトチーム代表は、知事が指名する副知事とする。
3 プロジェクトチーム副代表は、教育委員会教育長とする。
4 プロジェクトチーム部員は、私学学事振興局長、新社会推進部長、教育庁教育次長、福岡県教育センター所長及び警察本部生活安全部長とする。

(プロジェクトチーム幹事会)

第8条 県民会議における審議内容及び県民会議が策定した「福岡の教育ビジョン」について関係各課が共通理解を図るとともに、前条で決定された方向性に基づき、具体的施策策定の企画調整を行うため、プロジェクトチーム幹事会を設置する。

2 幹事長は、教育庁教育企画部長とする。

3 幹事は、別表に掲げる課の課長、アンビシャス運動推進室長及び福岡県教育センター副所長とする。

(プロジェクトチーム作業班)

第9条 県民会議の支援に係る作業を行うとともに、「福岡の教育ビジョン」に基づき展開される県民運動の基本理念や方向性等及び関係各課が所管する具体的施策策定等について協議するため、別表に掲げる課、アンビシャス運動推進室及び福岡県教育センターの係長級以上の職員により構成するプロジェクトチーム作業班を設置する。

(庶務)

第10条 県民会議の庶務は、教育庁教育企画部企画調整課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、県民会議が定める。

附則

この要綱は、平成19年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表

(知事部局)	(教育庁)	(警察本部)
私学振興課	企画調整課	少年課
子育て支援課	社会教育課	
社会活動推進課	教職員課	
青少年課	高校教育課	
青少年アンビシャス運動推進室	義務教育課	
労働政策課	体育スポーツ健康課	
	福岡県教育センター	